

南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業業務委託仕様書

1 業務の目的・目標

南国市は、高知県の中央部に位置し、空の玄関・高知龍馬空港、陸の玄関・高知自動車道南国IC及びJR土讃線後免駅を有する等、県外からのアクセス機能が良い立地にあることから、「ゆとりある準都会生活始めてみませんか」をキャッチフレーズとして、移住促進施策に取り組んでおり、令和6年度には、127組227人の移住者、99件の移住相談件数の実績が上がっている。

本年度においては、「南国市UIJターン移住支援補助金」及び「南国市新規卒業学生新生活応援補助金」の制度を新設する等して、特に若年層の移住者の呼び込み及び本市への定着を強化することとしており、本事業は、この強化の一環として、次の2点を目標に掲げ実施するものである。

【本事業の目標】

- ①県外在住の本市への34歳以下の移住関心層の裾野を広げる（「南国市」の認知者を増加させる）ことにより、結果として、同年齢層の移住相談件数のペースアップを図る。
- ②本年度新設した「南国市UIJターン移住支援補助金」及び「南国市新規卒業学生新生活応援補助金」について、より多くの補助対象者（補助対象者となりうる者を含む。）にこれらの補助制度の情報を届けることにより、これらの補助制度の申請件数のペースアップを図る。

2 ターゲット層

上記1の【本事業の目標】に記載のとおり、目標①については「県外在住の34歳以下の移住関心層」、目標②については「新設補助金の補助対象者（補助対象者となりうる者を含む。）」とする。ただし、目標の達成に資すると考えられる場合は、プロポーザルにおいて、これら以外の層もターゲットにすることについて提案すること。

なお、「新設補助金の補助対象者（補助対象者となりうる者を含む。）」については、「新設補助金の補助対象者等」、「南国市UIJターン移住支援補助金交付要綱（令和7年告示第61号）」及び「南国市新規卒業学生新生活応援補助金交付要綱（令和7年告示第75号）」を参照のこと。

3 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。なお、プロポーザルにおいて提案された内容については、事業実施において、委託者の意向により提案どおりとしない場合がありうるので注意すること。

(1) ランディングページの作成

- ア 下記(2)により実施するデジタル広告からの誘導先として、委託者と協議の上、上記1の【本事業の目標】の達成に資するランディングページを制作すること。上記1の【本事業

業の目標】に記載する目標①②について、それぞれ個別のランディングページを制作すること、一体的な広告を制作すること、いずれも可とし、プロポーザルにおいて提案すること。

イ ランディングページの制作イメージや構成の概要をプロポーザルにおいて提案すること。

ウ 委託期間中のランディングページの公開に係るサーバー等の維持管理は、受託者において行い、その費用を負担すること。

(2) デジタル広告の配信

ア ランディングページへの誘導を図るため、デジタル広告を制作し、配信すること。上記1の【本事業の目標】に記載する目標①②について、それぞれ個別の広告を制作すること、一体的な広告を制作すること、いずれも可とし、プロポーザルにおいて提案すること。

イ 広告クリエイティブの作成は、受託者が行うこととし、その指針（方向性、構成概要等）をプロポーザルにおいて提案すること。

ウ デジタル広告に係る利用メディア、配信方法、広告展開の時期、期間等をプロポーザルにおいて提案すること。

(3) 効果測定及び報告業務等

ア 受託者は、業務状況をモニタリングし、状況に応じた的確に対応すること。

イ 受託者は、デジタル広告配信について、広告の表示回数、クリック数、ランディングページへの誘導状況等を分析し、委託期間中、少なくとも1回は委託者に中間報告するとともに、必要に応じて改善策を提案し、委託者と協議の上、実施すること。

ウ 受託者は、業務完了時に、事業全般の集計と分析を行い、本事業に係る考察を記載した実施報告書を提出すること。

4 成果品

受託者は、業務完了時に、次の成果品について、電子データを記録した光学ディスク（DVD-R、CD-R等）により提出すること。なお、(2)については、紙媒体1部を併せて提出すること。

(1) 広告クリエイティブデータ

(2) 上記3(3)ウに掲げる実施報告書

5 留意事項

(1) 本仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。

(3) 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の

委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (6) 委託者が上記4で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (7) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (8) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- (9) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受ける。
- (10) 受託者は、当該委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (11) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

6 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。